函館市医療法施行細則に係る事務処理要領

（目的）

第１条　この事務処理要領は，函館市医療法施行細則（平成９年函館市規則第３２号。以下「細則」という。）に基づく届出様式等を定めることを目的とする。

（診療所の開設の届出書）

第２条　細則第５条第１項に規定する市長が別に定める様式は，別記第１号様式のとおりとする。

（オンライン診療受診施設設置の届出書）

第３条　細則第５条の２第１項に規定する市長が別に定める様式は，別記第２号様式のとおりとする。

（開設者等の住所等の変更の届出書）

第４条　細則第６条および細則第７条第２項に規定する市長が別に定める様式は，病院，診療所または助産所にあっては別記第３号様式，オンライン診療受診施設にあっては別記第４号様式のとおりとする。

（開設後の届出書）

第５条　細則第７条第１項に規定する市長が別に定める様式は，別記第５号様式のとおりとする。

（休止等の届出書）

第６条　細則第８条に規定する市長が別に定める様式は，病院，診療所または助産所にあっては別記第６号様式，オンライン診療受診施設にあっては別記第７号様式のとおりとする。

（開設者等の死亡または失踪の届出）

第７条　細則９条に規定する市長が別に定める様式は，病院，診療所または助産所にあっては別記第８号様式，オンライン診療受診施設にあっては別記第９号様式のとおりとする。

（エックス線装置の届出書）

第８条　細則１４条に規定する市長が別に定める様式は，別記第１０号様式のとおりとする。

（診療用高エネルギー放射線発生装置等の届出書）

第９条　細則１５条に規定する市長が別に定める様式は，別記第１１号

様式のとおりとする。

（診療用放射線照射器具等の翌年の使用予定の届出書）

第10条　細則１６条に規定する市長が別に定める様式は，別記第１２号様式のとおりとする。

（エックス線装置等の届出事項の変更等の届出書）

第11条　細則１７条第２項に規定する市長が別に定める様式は，別記第１３号様式のとおりとする。

第12条　細則１７条第３項に規定する医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号。以下「省令」という。）第２９条第３項の規定に基づき市長が別に定める様式は，別記第１４号様式のとおりとする。

第13条　細則１７条第３項に規定する省令第３０条の２４各号の規定に基づき市長が別に定める様式は，別記第１５号様式のとおりとする。

附　則

この要領は令和８年４月１日から施行する。

別記第１号様式(第２条関係)

診　療　所　開　設　届　出　書

年　　月　　日

函館市長　様

住所

届出者

氏名

次のとおり診療所を開設したので届け出ます。

1　名称

2　開設の場所

3　診療科目

4　現に病院もしくは診療所を開設し，もしくは管理し，または病院もしくは診療所に勤務しているとき

病院(診療所)の名称	所在地の市町村名	開設・管理・勤務の別

5　この施設以外で同時に病院または診療所を開設しようとするとき

病院(診療所)の名称	開　設　の　場　所

6　医師，歯科医師，薬剤師，看護師その他の従業者の定員　　(人)

医師	歯科医師	薬剤師	看護師	准看護師	助産師	診療放射線技師	臨床検査技師	理学療法士	歯科衛生士	歯科技工士	栄養士	管理栄養士	調理師	看護補助者				事務職員	計

7　敷地の面積および平面図

(1)　面積　　平方メートル

(2)　平面図　別紙No.　　のとおり

8　敷地周囲の見取図

(1)　見取図　別紙No.　　のとおり

(2)　都市計画法の規定による用途地域の別

(3)　都市計画法の規定による防火地域または準防火地域の別

9　建物の構造概要および平面図

(1)　建物の構造概要

ア　総体

構　　造	階　　数	建築面積(m²)	延べ建築面積(m²)

イ　各室の仕様

階　別	室の名称	室の面積 (m²)	構造の概要				防火および危害防止に係る構造設備の概要
			床	腰	壁	天井	

ウ　廊下の幅

建物(階)の別	片廊下 (m)	中廊下 (m)	建物(階)の別	片廊下 (m)	中廊下 (m)

エ　階段

階段の名称	階段の幅 (m)	踊り場の幅 (m)	踏　面 (cm)	けあげ (cm)	手すりの有無

オ　避難階段

避難階段の構造の概要	避難階段の数	くぐり戸の大きさ(縦,横,床面からの高さ) (m)	屋内の直通階段を避難階段の数に算入しようとするとき					
			階　段　室				防 火 戸	
			構造の概要	採光設備および予備電源の有無	開　口　部		種別	自動的閉鎖構造の有無
					構造	有効幅 (m)		

(2)　平面図　別紙No.　　のとおり

10　主要室および主要施設の概要

(1)　手術室

室　名	室面積 (m^2)	準備室		更衣室の有無	設備の概要						
		有無	面積 (m^2)		暖房の方法	照明の種類	清潔な手洗いの設備の有無	消毒設備の有無		防蝿設備の有無	防曝設備の有無
								手術用被服等	機材器具		

(2)　臨床検査施設およびその他の検査施設

ア　臨床検査施設

施　設　名	室面積(m^2)	防蝿設備の有無	機材器具の名称および数	防火設備の有無

イ　その他の検査施設

施　設　名	室　面　積(m^2)	機材器具の名称および数

(3)　エックス線装置

用途の別	製作者名	型　　式	台数(台)	定格出力	操作室の有無

(4)　調剤所

所　　名	室面積 (m^2)	採光面積 (m^2)	換気設備の有無	冷暗所の有無	機械器具の名称および数

(5)　給食施設

ちゅう房					配ぜん室					食品庫の有無	事務室の有無	休憩室の有無	専用便所の有無
室面積 (m^2)	防蝿設備の有無		消毒設備の有無		室面積 (m^2)	消毒設備の有無	洗浄設備の有無	食器格納設備の有無	防蝿設備の有無				
	出入口	窓	食器	野菜									

(6)　消毒施設

室面積および寸法 （縦，横，高さ）	前室の面積 (m^2)	消毒の方法	構造設備の概要
m^2 （　　m）			

11　防火および消火の設備

設備してある場所(室)の名称	機械器具の名称およびその数

12　産科を有するとき

分　　べ　　ん　　室					新生児の入浴施設		
室面積 (m^2)	準備室の有無	暖房設備の有無	防蠅(よう)設備の有無	その他の設備の概要	入浴施設の有無	暖房設備の有無	その他の設備の概要

13　歯科技工室を有するとき

防じん設備の有無	防火設備の有無	換気設備の有無

14　病室を有するとき

(1)　種別ごとの病床数

一　　般	療　　養	計

(2)　病室ごとの病床数等

階別	病室の名称	病床数 (床)	面　積 (m^2)	採光面積 (m^2)	直接外気に接する開放面積 (m^2)	暖房設備の有無	その他の設備の有無

15　開設の年月日　　年　　月　　日

16　管理者

住　所	氏　　名	生年月日	臨床研修を修了した旨の登録	
			番　号	年　月　日

17　診療に従事する医師(歯科医師)の氏名，担当診療科目等

氏　　名	担当診療科目	診療日 (曜日)	診療時間	医籍(歯科医籍)登録		オンライン診療を行う者	備　考
				番　号	年　月　日		

18　薬剤師

氏　　名	薬　剤　師　名　簿　登　録	
	番　　号	年　　月　　日

添付書類

開設者または管理者については,臨床研修修了登録証(医師法第7条の2第1項または歯科医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあっては，臨床研修修了登録証および再教育研修修了登録証)の写し(医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第8条の規定により医師法第16条の6第1項の登録を受けた者とみなされた者または医療法等の一部を改正する法律附則第11条の規定により歯科医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは，医師または歯科医師の免許証の写し)，診療に従事する医師または歯科医師については，免許証の写し

注　1　7(2)および9(2)の平面図は，200分の1以上の縮尺のものとし，構造概要，出入口等を明示してください。

2　管理者が医療法等の一部を改正する法律附則第8条の規定により医師法第16条の6第1項の登録を受けた者とみなされた者または医療法等の一部を改正する法律附則第11条の規定により歯科医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは,16の番号欄は医籍または歯科医籍の登録の番号を,年月日欄は医籍または歯科医籍の登録の年月日を記入してください。

3　診療に従事する医師(歯科医師)が他の施設に併せて勤務する者である場合においては，17の表の備考欄にその施設名を記入してください。

別記第２号様式（第３条関係）

オンライン診療受診施設設置届

年　　月　　日

函館市長　様

設置者
住所　（法人にあっては，主たる事務所の所在地）
氏名　（法人にあっては，名称および代表者氏名）

次のとおりオンライン診療受診施設を設置したので届け出ます。

施設の名称	
設置の場所	〒 電話番号
敷地の面積および平面図（別添資料として書類添付した場合は記載不要）	
建物の構造概要及び平面図（別添資料として書類添付した場合は記載不要）	
（法人の場合） 定款，寄付行為又は条例	
（法人の場合） 管理・運営責任者の氏名・連絡先	 電話番号
設置年月日	

備考

オンライン診療受診施設として車両を届け出る場合には，それぞれの欄は以下のとおりとする。

（１）「設置の場所」の欄には，当該車両が日常的に駐車している場所および巡回予定地区を記載すること。また，届出は巡回する地区を管轄する都道府県，保健所設置市または特別区に提出すること。

（２）「敷地の面積および平面図」の欄については，記載が不要であること。

（３）「建物の構造概要および平面図」の欄については，当該車両の車種・車名・車両番号を記載すること。

別記第３号様式(第４条関係)

病院(診療所，助産所)変更届出書

年　　月　　日

函館市長　様

住所

届出者

氏名

次のとおり病院(診療所，助産所)の許可を受けた(届け出た)事項に変更を生じたので届け出ます。

1　名称

2　開設の場所

3　許可(届出)の年月日および番号

4　変更年月日　　年　　月　　日

5　変更の理由

6　変更事項

7　変更内容

(1)　変更前

(2)　変更後

添付書類

1　構造変更，各室の用途の変更または病室ごとの病床数の変更の場合にあっては，平面図（縮尺200分の1以上のものとし，変更前と変更後の状況を明示し，変更部分を朱の線で囲んでください。）

2　管理者の変更の場合にあっては，新任の管理者の，医師もしくは歯科医師の臨床研修修了登録証（医師法第7条の2第1項または歯科医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあっては，臨床研修修了登録証および再教育研修修了登録証）の写し（医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第8条の規定により医師法第16条の6第1項の登録を受けた者とみなされた者または医療法等の一部を改正する法律附則第11条の規定により歯科医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは，医師または歯科医師の免許証の写し）または助産師の免許証の写し，診療に従事する医師もしくは歯科医師または助産所の業務に従事する助産師の変更の場合にあっては，新任の医師もしくは歯科医師または助産師の免許証の写し

3　分べんを取り扱う助産所の嘱託医師，嘱託病院（診療所）またはこれらによる対応が困難な場合のために定めた病院（診療所）の変更の場合にあっては，嘱託医師等となるよう依頼した書類の写し

注　1　臨床研修等修了医師（臨床研修等修了歯科医師，助産師）が開設者である病院（診療所，助産所）の構造変更，各室の用途の変更または病室ごとの病床数の変更に係る届出であるときは，開設届出書の該当箇所の記載に基づき変更内容を記入してください。

2　医師，歯科医師，薬剤師もしくは助産師の変更，管理者の変更，またはオンライン診療を行う者の変更に係る届出であるときは，開設届出書の該当箇所の記載に基づき変更内容を記入してください。

3　医師，歯科医師または助産師が他の施設に併せて勤務することに係る届出であるときは，変更後の備考欄にその施設名を記入してください。

別記第４号様式(第４条関係)

オンライン診療受診施設変更届書

年　　月　　日

函館市長　様

住所

届出者

氏名

次のとおりオンライン診療受診施設の届出事項の一部を変更したので，届け出ます。

1　名称

2　開設の場所

3　届出の年月日および番号

4　変更年月日　　年　　月　　日

5　変更の理由

6　変更事項

7　変更内容

(1)　変更前

(2)　変更後

備考

（１）　変更前の状況と変更後の状況を明示した縮尺100分の１以上の平面図をそれぞれ添付すること。

（２）　オンライン診療受診施設として車両を届け出ており,「設置の場所」を変更する場合は，当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載すること。また,「車両」を変更する場合は、当該車両の車種・車名・車両番号を記載すること。

別記第５号様式(第５条関係)

病院(診療所，助産所)開設届出書

年　　月　　日

函館市長　様

住所

届出者

氏名

年　　月　　日付け　　第　　号で開設の許可を受けた病院(診療所，助産所)を次のとおり開設したので届け出ます。

1　名称

2　開設の場所

3　開設の年月日　　年　　月　　日

4　管理者

住　　所	氏　　名	生年月日	臨床研修を修了した旨の登録(助産師籍登録)	
			番　　号	年　月　日

5　診療に従事する医師(歯科医師)の氏名，担当診療科目等

氏　名	担当診療科目	診療日(曜日)	診療時間	医籍(歯科医籍)登録		オンライン診療を行う者	備考
				番号	年月日		

6　薬剤師

氏　　名	薬　剤　師　名　簿　登　録	
	番　　号	年　　月　　日

7　分べんを取り扱う助産所であるとき

(1)　嘱託医師または嘱託病院(診療所)

ア　氏名(病院(診療所)の場合は，その名称)

イ　住所(病院(診療所)の場合は，その所在地)

ウ　担当診療科目(病院(診療所)の場合は，標ぼう診療科目)中の産科または産婦人科の有無　　有・無

エ　嘱託医師または嘱託病院(診療所)との合意の有無　　有・無

(2)　嘱託医師または嘱託病院(診療所)による対応が困難な場合のために定めた病院(診療所)

ア　名称

イ　所在地

ウ　産科または産婦人科の有無　　有・無

エ　産科または産婦人科に係る入院施設の有無　　有・無

オ　小児科の有無　　有・無

カ　新生児への診療の可否　　可・否

キ　新生児入院施設の有無　　有・無

ク　病院(診療所)との合意の有無　　有・無

8　助産所であるとき

業務に従事する助産師

氏　　名	勤務日(曜日)	勤務時間	助　産　師　籍　登　録	
			番　　号	年　月　日

9　公的医療機関の場合

診療報酬の額

添付書類

1　管理者の医師もしくは歯科医師の臨床研修修了登録証(医師法第7条の2第1項または歯科医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあっては,臨床研修修了登録証および再教育研修修了登録証)の写し(医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第8条の規定により医師法第16条の6第1項の登録を受けた者とみなされた者または医療法等の一部を改正する法律附則第11条の規定により歯科医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは,医師または歯科医師の免許証の写し)および診療に従事する医師もしくは歯科医師の免許証の写しまたは業務に従事する助産師の免許証の写し

2　分べんを取り扱う助産所にあっては,嘱託医師または嘱託病院(診療所)となるよう依頼した書類および嘱託医師または嘱託病院(診療所)による対応が困難な場合のために定める病院(診療所)となるよう依頼した書類の写し

注　1　管理者が医療法等の一部を改正する法律附則第8条の規定により医師法第16条の6第1項の登録を受けた者とみなされた者または医療法等の一部を改正する法律附則第11条の規定により歯科医師法第16条の4第1項の登録を受けた者とみなされた者であるときは，4の番号欄は医籍または歯科医籍の登録の番号を，年月日欄は医籍または歯科医籍の登録の年月日を記入してください。

2　診療に従事する医師(歯科医師)が他の施設に併せて勤務する者である場合においては，5の備考欄にその施設名を記入してください。

別記第６号様式(第６条関係)

病院(診療所，助産所)休止(廃止，再開)届出書

年　　月　　日

函館市長　様

住所
届出者
氏名

次のとおり病院(診療所，助産所)を休止(廃止，再開)したので届け出ます。

1　名称

2　開設の場所

3　許可(届出)の年月日および番号

4　休止(廃止，再開)年月日　　年　　月　　日

(休止の場合は，予定期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで)

5　休止(廃止，再開)の理由

別記第７号様式(第６条関係)

オンライン診療受診施設休止(廃止，再開)届出書

年　　月　　日

函館市長　様

住所
届出者
氏名

次のとおり病院(診療所，助産所)を休止(廃止，再開)したので届け出ます。

1　名称

2　設置の場所

3　届出の年月日および番号

4　休止(廃止，再開)年月日　　年　　月　　日

(休止の場合は，予定期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで)

5　休止(廃止，再開)の理由

別記第８号様式(第７条関係)

病院(診療所，助産所)開設者死亡(失踪)届出書

年　　月　　日

函館市長　様

住所

届出者　氏名

開設者との続柄

次のとおり開設者が死亡した(失踪の宣告を受けた)ので届け出ます。

1　名称

2　開設の場所

3　許可(届出)の年月日および番号

4　開設者の氏名

5　死亡(失踪)年月日　　年　　月　　日

添付書類

開設者の戸籍謄本または抄本

注　届出者は，戸籍法上の順位によること。

別記第９号様式(第７条関係)

オンライン診療受診施設設置者死亡（失踪）届出書

年　　月　　日

函館市長　様

住所

届出者　氏名

開設者との続柄

次のとおりオンライン診療受診施設の設置者が死亡した(失踪の宣告を受けた)ので届け出ます。

1　名称

2　設置の場所

3　届出の年月日および番号

4　設置者の氏名および住所

5　死亡(失踪)年月日　　年　　月　　日

添付書類

開設者の戸籍謄本または抄本

注　届出者は，戸籍法上の順位によること。

別記第10号様式(第８条関係)

エックス線装置設置届出書

年　　月　　日

函館市長　様

住所
届出者
氏名

次のとおりエックス線装置を備えたので届け出ます。

1　病院または診療所の名称

2　病院または診療所の所在地

3　エックス線装置を備えた年月日　　年　　月　　日

4　エックス線装置等に関する事項

別紙1および別紙2のとおり

5　この届出に関する照会に対する応答者

(1)　所属

(2)　氏名

(3)　電話番号

別紙1

<table>
<tr><td rowspan="8">エックス線装置の使用条件等</td><td colspan="2">製作者名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">型式</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">台数およびエックス線管球数</td><td colspan="3">台　・　管球</td></tr>
<tr><td rowspan="4">定格出力</td><td rowspan="2">撮影</td><td colspan="3">最大管電圧　(kV)―　管電流　(mA)</td></tr>
<tr><td colspan="3">管電圧　(kV)―　最大管電流　(mA)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">透視</td><td colspan="3">最大管電圧　(kV)―　管電流　(mA)</td></tr>
<tr><td colspan="3">管電圧　(kV)―　最大管電流　(mA)</td></tr>
<tr><td colspan="2">用途</td><td colspan="3">□直接撮影　□断層撮影　□CT(撮影用・吸収補正用・重ね合わせ用)
□透視用(消化器系・血管系・その他(　　))
□乳房撮影　□骨塩定量分析　□輸血用血液照射
□歯科口内法撮影　□歯科用パノラマ断層撮影
□移動型・携帯型(直接撮影・CT撮影・透視・口内法撮影)
□胸部集検用間接撮影　□治療用(表在治療用・深部治療用)
□その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用場所</td><td colspan="3">□エックス線診療室　□手術室　□病室　□ICU等
□在宅　□検診車
□診療用高エネルギー放射線発生装置使用室
□診療用放射線照射装置使用室
□診療用放射線照射器具使用室
□診療用放射性同位元素使用器具使用室
□診療用放射性同位元素使用室
□陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室</td></tr>
<tr><td colspan="2">最大実効稼働負荷</td><td colspan="3">(mAs／週)　(mAs／3月)</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">エックス線管の容器および照射筒の利用線すい外のエックス線量(空気カーマ率)</td><td>定格管電圧50kV以下の治療用エックス線装置</td><td>装置の接触可能表面から5cmで1.0mGy／時以下になる構造</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">定格管電圧50kVを超える治療用エックス線装置</td><td>装置の接触可能表面から5cmで300mGy／時以下になる構造</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td>エックス線管焦点から1mで10mGy／時以下になる構造</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td>定格管電圧125kV以下の手持ち撮影を意図しない口内法撮影用エックス線装置</td><td>エックス線管焦点から1mで0.25mGy／時以下になる構造</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td></td><td>定格管電圧125kV以下の手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置</td><td>装置表面において0.05mGy／時以下になる構造</td><td>有　・　無</td></tr>
</table>

エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備および予防措置の概要		上記以外のエックス線装置	エックス線管焦点から1mで1.0mGy／時以下になる構造	有　・　無
		コンデンサ式高電圧エックス線装置	充電状態で照射時以外のとき装置の接触可能表面から5cmで20μGy／時以下になる構造	有　・　無
	付加ろ過板	定格管電圧70kV以下の口内法撮影用エックス線装置		mmAl　当量(1.5mm以上)
		定格管電圧50kV以下の乳房撮影用エックス線装置		mmAl　当量(0.5mm以上) mmMo　当量(0.03mm以上)
		上記以外のエックス線装置，輸血用血液照射装置および治療用エックス線装置		mmAl　当量(2.5mm以上)
	透視用エックス線装置	患者への入射線量率が50mGy／分以下になる構造(高線量率透視制御装置の場合は，125mGy／分以下)		有　・　無
		警報装置付き透視時間積算タイマー		有　・　無
		焦点皮膚間距離が30cm(手術中に使用する場合は,20cm)以上となる装置または当該焦点皮膚間距離未満で照射することを防止するインターロック		有　・　無
		照　射　野　絞　り　装　置		□有 □無(医療法施行規則第30条第2項第4号イに該当) □無(医療法施行規則第30条第2項第4号ロに該当)
		受像器を通過したエックス線は，受像器の接触可能表面から10cmで150μGy／時以下になる構造		有　・　無
		最大受像面を超える3.0cmの部分を通過したエックス線は，当該部分の接触可能表面から10cmで150μGy／時以下になる構造		有　・　無
		利用線すい外のエックス線に対する防護手段		□防護衣　□防護ついたて　□防護手袋 □防護カーテン　□防護シート □天井つり下げ型防護板 □その他(　　)
	撮影用エック	照　射　野　絞　り　装　置		□有 □無(CTエックス線装置に該当) □無(口内法撮影用エックス線装置に該当) □無(乳房撮影用エックス線装置に該当) □無(医療法施行規則第30条第3項第1号イに該当) □無(医療法施行規則第30条第3項第1号ロに該当)
		定格管電圧70kV以下の口内法撮影用エックス線装置	焦点皮膚間距離が15cm以上になる構造	有　・　無

	ス線装置	定格管電圧70kVを超える口内法撮影用エックス線装置	焦点皮膚間距離が20cm以上になる構造	有　・　無
		歯科用パノラマ断層撮影装置	焦点皮膚間距離が15cm以上になる構造	有　・　無
		移動型および携帯型エックス線装置	焦点皮膚間距離が20cm以上になる構造	有　・　無
		CTエックス線装置	焦点皮膚間距離が15cm以上になる構造	有　・　無
		乳房撮影用エックス線装置(拡大撮影を行う場合に限る。)	焦点皮膚間距離が20cm以上になる構造	有　・　無
		上記および骨塩定量分析エックス線装置以外のエックス線装置	焦点皮膚間距離が45cm以上になる構造	有　・　無
		移動型および携帯型エックス線装置ならびに手術中に使用するエックス線装置は，エックス線管焦点および患者から2m以上になる操作構造		有　・　無
		携帯型エックス線装置のうち，手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置は，公称管電圧70kVで0.25mm鉛当量以上の取り外しのできない後方散乱エックス線シールド構造		有　・　無
		移動型および携帯型エックス線装置の保管状況	保管場所	□エックス線診療室内(室名　　) □エックス線診療室外(室名　　)
			保管場所の施錠	有　・　無
			保管管理方法	□装置のキースイッチの管理 □その他(　　)
	胸部集検用間接撮影エックス線装置	照射野絞り装置		□有 □無(医療法施行規則第30条第4項第1号ただし書に該当)
		受像器の1次防護遮へい体は,装置の接触可能表面から10cmの距離において1ばく射につき1.0μGy以下になる構造		有　・　無
		被照射体周囲の箱状の遮へい物から10cmの距離において1ばく射につき1.0μGy以下になる構造		有　・　無
	治療用エックス線装置	ろ過板が引き抜かれたときにエックス線の発生を遮断するインターロック		有　・　無
	診療室名			

エックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備および予防措置の概要	画壁等の材質および厚さ等	天井	
		床	
		壁	
		出入口の扉	
		監視窓	有(　　)・無
	画壁等の外側における実効線量を1mSv／週以下とする防護措置		有・無
	エックス線診療室と画壁等で区画された操作室		□有 □無(箱状の遮へい物を有する胸部集検用間接撮影装置) □無(患者近傍撮影(乳房撮影，近接透視撮影等)時) □無(1,000mAs／週以下で使用する口内法撮影用装置) □無(機器から1mで6μSv／時以下の骨塩定量分析装置) □無(機器表面で6μSv／時以下の輸血用血液照射装置) □無(組織内照射治療時)
	操作室がない場合の防護措置		□防護衣　□防護ついたて　□防護手袋 □防護カーテン　□防護シート □天井つり下げ型防護板 □その他(　　)
	エックス線診療室である旨を示す標識		有・無
	エックス線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有・無
	出入口のエックス線装置使用中の表示		有・無
	1室に複数台の装置を備えている場合の同時照射防止措置		有・無
	診療用放射線照射装置または診療用放射線照射器具の使用		有(核種，数量　　)・無
	診療用放射線照射装置または診療用放射線照射器具を使用する場合の防護措置	診療室の壁，床等が突起物，くぼみおよび仕上材の目地等のすきまの少ない構造	有・無
		使用・保管簿の作成	有・無
		線源の紛失または放置を確認するための放射線測定器	測定器名および台数
		放射線管理体制を示す組織図	有・無
		放射線管理責任者の選任	有・無
その他エック	管理区域境界	実効線量を1.3mSv／3月以下とする防護措置	有・無

ス線障害の防止に関する構造設備および予防措置の概要		管理区域である旨を示す標識	有　・　無
		管理区域への立入制限措置	有　・　無
	居住区域および敷地境界の実効線量を250μSv／3月以下とする防護措置		有　・　無
	入院患者の被ばくする実効線量を1.3mSv／3月以下とする防護措置		有　・　無
	放射線診療従事者等の防護措置(放射線防護用具等)		□防護衣　(　　mmPb) □防護ついたて　(　　mmPb) □防護手袋　(　　mmPb) □その他　(　　)
	放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法		□OSL線量計 □蛍光ガラス線量計(リング型を含む。) □電子式ポケット線量計 □TLD(リング型を含む。) □その他(　　)

エックス線診療に従事する医師，歯科医師，診療放射線技師または診療エックス線技師の氏名およびエックス線診療に関する経歴	氏名	職種	籍登録年月日および籍登録番号	エックス線診療に関する経歴

添付書類

1　移動型エックス線装置の場合(移動型エックス線装置を据え置いて使用する場合を除く。)は，装置周囲の空間線量率分布図と保管場所を明記した図面(手術室で用いる場合には，これらの図面および画壁等の外側における漏えい線量の測定結果を記載した書面)

2　隣接室名，上階および下階の室名，周囲の状況ならびに管理区域の標識の位置を明記したエックス線診療室の平面図ならびに断面図(エックス線装置の位置，エックス線装置から天井，床および周囲の画壁等の外側までの距離(m)ならびに画壁等の材質および厚さならびに縮尺および方位を記入した縮図)

3　エックス線診療室と居住区域，敷地境界および病室との位置の関係が分かる図面(エックス線装置からの距離(m)ならびに縮尺および方位を記入した縮図)

4　エックス線診療室(移動型エックス線装置を据え置いて使用する場合の使用室を含む。)の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書

5　エックス線診療室で診療用放射線照射装置または診療用放射線照射器具を使用する場合は,放射線管理体制を示す組織図ならびに放射線管理責任者の所属，職種および氏名を記載した書面

注　1　エックス線診療室の診療室名は，医療法に基づいて許可を受けた室名を記入してください。

2　エックス線診療に従事する医師等の氏名欄は，従事する全員の氏名を記入してください。

別紙2

エックス線装置の設置一覧表

整理番号	届出年月日	製作者名，型式および定格出力	管球数	用途	使用場所
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

注　1　当該施設に備え付けられるエックス線装置をすべて記載してください。

2　装置1台につき2管球以上を使用する場合は，1管球ごとに用途および使用場所を記載してください。

3　用途欄には，別紙1の用途欄に準じて記入してください。

4　使用場所欄には，医療法に基づいて許可を受けた室名等を記入してください。

別記第11号様式(第９条関係)

診療用高エネルギー放射線発生装置等設置届出書

年　　月　　日

函館市長　様

届出者　住所
　　氏名

次のとおり診療用高エネルギー放射線発生装置(診療用粒子線照射装置，診療用放射線照射装置，診療用放射線照射器具，放射性同位元素装備診療機器，診療用放射性同位元素使用器具，診療用放射性同位元素，陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)を備えたいので届け出ます。

1　病院または診療所の名称

2　病院または診療所の所在地

3　予定使用開始時期　　年　　月　　日

4　診療用高エネルギー放射線発生装置(診療用粒子線照射装置，診療用放射線照射装置，診療用放射線照射器具，放射性同位元素装備診療機器，診療用放射性同位元素使用器具，診療用放射性同位元素，陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)に関する事項

別紙その1(その2，その3，その4，その5)のとおり

5　この届出に関する照会に対する応答者

(1)　所属

(2)　氏名

(3)　電話番号

別紙

その1(診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置)

診療用高エネルギー放射線発生装置または診療用粒子線照射装置の使用条件等	製作者名		
	型式および台数		
	定格出力	エックス線	最大エネルギー (MeV)
			最大線量率(水の吸収線量) (Gy／分 at 1m)
		電子線	最大エネルギー (MeV)
			最大線量率(水の吸収線量) (Gy／分 at 1m)
	設置型		□据置型 □移動型
	使用場所		□診療用高エネルギー放射線発生装置使用室 □診療用粒子線照射装置使用室 □手術室
	最大使用時間または最大使用線量		(時間／週), (時間／3月)
			(Gy／週 at 1m), (Gy／3月 at 1m)
診療用高エネルギー放射線発生装置または診療用粒子線照射装置の放射線障害の防止に関する構造設備および予防措置の概要	発生管容器からの漏えい放射線量が利用線すいの放射線量の1／1,000以下になる構造		有 ・ 無
	照射終了直後の不必要な放射線からの被ばくを低減する防護措置		有 ・ 無
	放射線発生時の自動表示装置		有 ・ 無
	インターロック		有 ・ 無
	遠隔操作構造		有 ・ 無
	非常時の照射停止装置		有 ・ 無
	移動型装置の保管条件	保管場所	□管理区域内(室名) □管理区域外(室名等)
		保管場所の施錠	有 ・ 無
		保管方法	□装置のキースイッチの管理 □その他( )
診療用高エネルギー放射線発生装置使用室等または診療用粒子線照射装置使用	使用室名		
	画壁等の材質および厚さ等	天井	
		床	
		壁	
		出入口の扉	

室等の放射線障害の防止に関する構造設備および予防措置の概要	画壁等の外側における実効線量を1mSv／週以下とする防護措置		有　・　無
	出入口の数		・通常の出入口　箇所 ・その他　箇所(用途　)
	出入口の放射線発生時の自動表示装置		有　・　無
	使用室である旨を示す標識		有　・　無
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有　・　無
	放射化物保管設備（放射性同位元素等の規制に関する法律第３条第１項の許可を受けたもの）		有　・　無
	放射化物のみを保管し，または廃棄する保管廃棄設備（放射性同位元素等の規制に関する法律第３条第１項の許可を受けたもの）		有　・　無
その他放射線障害の防止に関する構造設備および予防措置の概要	管理区域境界	実効線量を1.3mSv／3月以下とする防護措置	有　・　無
		管理区域である旨を示す標識	有　・　無
		管理区域への立入制限措置	有　・　無
	居住区域および敷地境界の実効線量を250μSv／3月以下とする防護措置		有　・　無
	入院患者の被ばくする実効線量を1.3mSv／3月以下とする防護措置		有　・　無
	患者監視モニターの設置		有　・　無
	エックス線装置の使用		有(装置名　)・　無
	手術室で使用する場合の防護措置	照射予告ブザーおよび表示灯	有　・　無
		使用記録簿の作成	有　・　無
		装置専用の電源設備	有　・　無
		放射線管理体制を示す組織図	有　・　無
		放射線管理責任者の選任	有　・　無
	放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法		□OSL線量計 □蛍光ガラス線量計(リング型を含む。) □電子式ポケット線量計 □TLD(リング型を含む。) □その他(　)

診療用高エネルギー放射線発生装	氏名	職種	籍登録年月日および籍登録番号	放射線診療に関する経歴

置または診療用粒子線照射装置を使用する医師，歯科医師または診療放射線技師の氏名および放射線診療に関する経歴				

添付書類

1　隣接室名，上階および下階の室名，周囲の状況ならびに管理区域の標識の位置を明記した診療用高エネルギー放射線発生装置使用室等または診療用粒子線照射装置使用室等の平面図ならびに断面図(装置の位置，装置から天井，床および周囲の画壁等の外側までの距離(m)ならびに画壁等の材質および厚さならびに縮尺を記入した縮図)

2　診療用高エネルギー放射線発生装置使用室等または診療用粒子線照射装置使用室等と居住区域,敷地境界および病室との位置の関係が分かる図面(装置のアイソセンターからの距離(m)ならびに縮尺および方位を記入した縮図)

3　移動型診療用高エネルギー放射線発生装置または移動型診療用粒子線照射装置の場合は,保管場所を明記した図面

4　診療用高エネルギー放射線発生装置使用室等または診療用粒子線照射装置使用室等の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書

5　手術室で使用する場合は，放射線管理体制を示す組織図ならびに放射線管理責任者の所属，職種および氏名を記載した書面

注　診療用高エネルギー放射線発生装置または診療用粒子線照射装置を使用する医師等の氏名欄は，使用する全員の氏名を記入してください。

その2(診療用放射線照射装置)

診療用放射線照射装置に関する事項	製作者名		
	型式		
	放射性同位元素の種類(核種)		
	1個(台)当たりの数量(GBq)および個(台)数		
	合計数量(GBq)		
	用途		□体外照射による放射線治療用(テレコバルト) □腔(くう)内または組織内照射による放射線治療用(RALS) □核医学撮像装置の吸収補正用 □血管内照射による放射線治療用(^{32}P, ^{90}Sr—^{90}Y, ^{90}Y)
	使用場所		□診療用放射線照射装置使用室 □放射線治療病室 □診療用放射性同位元素使用器具使用室 □診療用放射性同位元素使用室 □陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室 □エックス線診療室(室名　　)
照射装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	照射口が閉鎖されている状態で放射線源の収納容器から1mの距離において70μGy／時以下になる構造		有　・　無
	2次電子ろ過板		有　・　無
	照射口開閉用遠隔操作構造		有　・　無
	インターロック		有　・　無
診療用放射線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備および予防措置の概要	使用室名		
	画壁等の材質および厚さ等	天井	
		床	
		壁	
		出入口の扉	
	使用室の壁，床等が突起物，くぼみおよび仕上材の目地等のすきまの少ない構造		有　・　無
	画壁等の外側における実効線量を1mSv／週以下とする防護措置		有　・　無
	主要構造部等の耐火性		耐火構造　・　不燃材料を用いた構造
	出入口の数		・通常の出入口　　箇所 ・その他　　箇所(用途　　)

	放射線発生時の自動表示装置			有　・　無
	使用室である旨を示す標識			有　・　無
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示			有　・　無
	エックス線装置の使用			有(装置名　　)　・　無
貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備および予防措置の概要	貯蔵方法			貯蔵室　・　貯蔵箱　・　貯蔵容器
	外部と区画された構造			有　・　無
	貯蔵施設である旨を示す標識			有　・　無
	画壁等の外側における実効線量を1mSv／週以下とする防護措置			有　・　無
	貯蔵室	主要構造部等の耐火構造		有・無(理由　　)
		画壁等の材質および厚さ等	天井	
			床	
			壁	
			出入口の扉	
		出入口の構造等	建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備に該当する防火戸	有　・　無
			出入口の数	・通常の出入口　　箇所 ・その他　　箇所(用途　　)
			かぎ等の閉鎖設備・器具	有　・　無
	貯蔵箱	耐火性の構造		有・無(理由　　)
		扉，ふた等へのかぎ等の閉鎖設備・器具		有　・　無
		扉，ふた等開放時の1mの距離における実効線量率が100μSv／時以下になる構造		有　・　無
	貯蔵容器	貯蔵時の1mの距離における実効線量率が100μSv／時以下になる構造		有　・　無
		放射性同位元素の種類および数量の表示		有　・　無
		貯蔵容器である旨を示す標識		有　・　無
	受皿，吸収材等の設備・器具			有　・　無
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示			有　・　無
運搬容器の構造および予防措置の概	運搬時の1mの距離における実効線量率が100μSv／時以下になる構造			有　・　無
	放射性同位元素の種類および数量の表示			有　・　無

要	運搬容器である旨を示す標識		有　・　無
放射線治療病室の放射線障害の防止に関する構造設備および予防措置の概要	放射線治療病室の名称		
	病室数および1室当たりの病床数		室　・　床／室
	画壁等の材質および厚さ等	天井	
		床	
		壁	
		出入口の扉	
	病室の壁，床等の構造等	突起物，くぼみおよび仕上材の目地等のすきまが少ない構造	有　・　無
		平滑で，気体・液体が浸透しにくく，かつ，腐食しにくい材料での表面仕上げ	有　・　無
	画壁等の外側における実効線量を1mSv／週以下とする防護措置		有　・　無
	放射線治療病室である旨を示す標識		有　・　無
	1室に2人以上を入院させる場合の防護措置		有　・　無
	入院患者に付する標示		有　・　無
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有　・　無
その他放射線障害の防止に関する構造設備および予防措置の概要	管理区域境界	実効線量を1.3mSv／3月以下とする防護措置	有　・　無
		管理区域である旨を示す標識	有　・　無
		管理区域への立入制限措置	有　・　無
	居住区域および敷地境界の実効線量を250μSv／3月以下とする防護措置		有　・　無
	入院患者の被ばくする実効線量を1.3mSv／3月以下とする防護措置		有　・　無
	放射線診療従事者等の防護措置(放射線防護用具等)		□鉗子・ピンセット □防護衣　(　mmPb) □防護ついたて　(　mmPb) □防護スクリーン　(　mmPb) □その他(　)

	放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法		□OSL線量計 □蛍光ガラス線量計(リング型を含む。) □電子式ポケット線量計 □TLD(リング型を含む。) □その他(　　)	
診療用放射線照射装置を使用する医師，歯科医師または診療放射線技師の氏名および放射線診療に関する経歴	氏　　名	職　　種	籍登録年月日および籍登録番号	放射線診療に関する経歴

添付書類

1　隣接室名，上階および下階の室名，周囲の状況ならびに管理区域の標識の位置を明記した診療用放射線照射装置使用室等の平面図ならびに断面図(各室ごとの線源の位置，線源から天井，床および周囲の画壁等の外側までの距離(m)ならびに画壁等の材質および厚さならびに縮尺を記入した縮図)

2　診療用放射線照射装置使用室等と居住区域，敷地境界および病室との位置の関係が分かる図面(線源からの距離(m)ならびに縮尺および方位を記入した縮図)

3　診療用放射線照射装置使用室等の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書

注　診療用放射線照射装置を使用する医師等の氏名欄は，使用する全員の氏名を記入してください。

その3(診療用放射線照射器具)

<table>
<tr><td rowspan="9">診療用放射線照射器具に関する事項</td><td colspan="2">放射性同位元素の種類(核種)および物理的半減期</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">型式</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">1個当たりの数量(MBq)および個数</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">合計数量(GBq)</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">物理的半減期が30日以下のもの</td><td>年間使用予定数量(MBq)</td><td></td></tr>
<tr><td>1日最大使用予定数量(MBq)</td><td></td></tr>
<tr><td>最大貯蔵予定数量(MBq)</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">用途</td><td>□組織内照射による放射線治療用
(□うち永久挿入)
□腔(くう)内照射による放射線治療用
□核医学撮像装置の吸収補正用</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用場所</td><td>□診療用放射線照射器具使用室
□放射線治療病室
□診療用放射線照射装置使用室(RALS用)
□診療用放射性同位元素使用器具使用室
□診療用放射性同位元素使用室
□陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室
□エックス線診療室(室名　　)
□手術室　□ICU　□CCU</td></tr>
<tr><td rowspan="10">診療用放射線照射器具使用室の放射線障害の防止に関する構造設備および予防措置の概要</td><td colspan="2">使用室名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">画壁等の材質および厚さ等</td><td>天井</td><td></td></tr>
<tr><td>床</td><td></td></tr>
<tr><td>壁</td><td></td></tr>
<tr><td>出入口の扉</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">使用室の壁，床等が突起物，くぼみおよび仕上材の目地等のすきまの少ない構造</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">画壁等の外側における実効線量を1mSv／週以下とする防護措置</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">出入口の数</td><td>・通常の出入口　　箇所
・その他　　箇所(用途　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用室である旨を示す標識</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">エックス線装置の使用</td><td>有(装置名　　)　・　無</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">貯蔵方法</td><td>貯蔵室　・　貯蔵箱　・　貯蔵容器</td></tr>
</table>

貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備および予防措置の概要	外部と区画された構造			有　・　無
	貯蔵施設である旨を示す標識			有　・　無
	画壁等の外側における実効線量を1mSv／週以下とする防護措置			有　・　無
	貯蔵室	主要構造部等の耐火構造		有・無(理由　　)
		画壁等の材質および厚さ等	天井	
			床	
			壁	
			出入口の扉	
		出入口の構造等	建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備に該当する防火戸	有　・　無
			出入口の数	・通常の出入口　　箇所 ・その他　　箇所(用途　　)
			かぎ等の閉鎖設備・器具	有　・　無
	貯蔵箱	耐火性の構造		有・無(理由　　)
		扉，ふた等へのかぎ等の閉鎖設備・器具		有　・　無
		扉，ふた等開放時の1mの距離における実効線量率が100μSv／時以下になる構造		有　・　無
	貯蔵容器	貯蔵時の1mの距離における実効線量率が100μSv／時以下になる構造		有　・　無
		放射性同位元素の種類および数量の表示		有　・　無
		貯蔵容器である旨を示す標識		有　・　無
	受皿，吸収材等の設備・器具			有　・　無
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示			有　・　無
運搬容器の構造および予防措置の概要	運搬時の1mの距離における実効線量率が100μSv／時以下になる構造			有　・　無
	放射性同位元素の種類および数量の表示			有　・　無
	運搬容器である旨を示す標識			有　・　無
	放射線治療病室の名称			
	病室数および1室当たりの病床数			室　・　床／室
	画壁等の材質および厚		天井	
			床	

放射線治療病室の放射線障害の防止に関する構造設備および予防措置の概要	さ等	壁 出入口の扉	
	病室の壁，床等の構造等	突起物，くぼみおよび仕上材の目地等のすきまが少ない構造	有　・　無
		平滑で，気体・液体が浸透しにくく，かつ，腐食しにくい材料での表面仕上げ	有　・　無
	画壁等の外側における実効線量を1mSv／週以下とする防護措置		有　・　無
	放射線治療病室である旨を示す標識		有　・　無
	1室に2人以上を入院させる場合の防護措置		有　・　無
	入院患者に付する標示		有　・　無
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有　・　無
その他放射線障害の防止に関する構造設	管理区域境界	実効線量を1.3mSv／3月以下とする防護措置	有　・　無
		管理区域である旨を示す標識	有　・　無
		管理区域への立入制限措置	有　・　無
	居住区域および敷地境界の実効線量を250μSv／3月以下とする防護措置		有　・　無
	入院患者の被ばくする実効線量を1.3mSv／3月以下とする防護措置		有　・　無
	放射線診療従事者等の防護措置(放射線防護用具等)		□鉗子・ピンセット □防護衣　(　mmPb) □防護ついたて　(　mmPb) □防護手袋　(　mmPb) □防護スクリーン　(　mmPb) □その他(　)
	放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法		□OSL線量計 □蛍光ガラス線量計(リング型を含む。) □電子式ポケット線量計 □TLD(リング型を含む。) □その他(　)

備および予防措置の概要	診療用放射線照射装置使用室，診診療用放射性同位元素使用器具使用室，用放射性同位元素使用室，陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室，エックス線診療室，手術室，ICUまたはCCUで一時的に使用する場合における防護措置	診療用放射線照射装置使用室で使用する場合の感染防止対策および麻酔関連機器の整備(具体的に)	
		診療用放射線照射装置使用室で使用する場合のRALSの核種と安全保持機構	・使用核種　^{192}Ir・その他(　　) ・国際規格(IEC,ISO9000等)への適合　有・無
		患者および放射線診療従事者に対する防護措置(具体的に)	
		診療用放射線照射器具の紛失防止措置(具体的に)	
		診療用放射線照射器具の紛失または放置を確認するための放射線測定器	測定器名および台数
		放射線管理体制を示す組織図	有　・　無
		放射線管理責任者の選任	有　・　無

	氏名	職種	籍登録年月日および籍登録番号	放射線診療に関する経歴
診療用放射線照射器具を使用する医師，歯科医師または診療放射線技師の氏名および放射線診療に関する経歴				

添付書類

1　隣接室名，上階および下階の室名，周囲の状況ならびに管理区域の標識の位置を明記した診療用放射線照射器具使用室等の平面図ならびに断面図(各室ごとの線源の位置，線源から天井，床および周囲の画壁等の外側までの距離(m)ならびに画壁等の材質および厚さならびに縮尺を記入した縮図)

2　診療用放射線照射器具使用室等と居住区域，敷地境界および病室との位置の関係が分かる図面(線源からの距離(m)ならびに縮尺および方位を記入した縮図)

3　診療用放射線照射器具使用室等の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書

4　診療用放射線照射装置使用室,診療用放射性同位元素使用器具使用室,診療用放射性同位元素使用室,陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室，エックス線診療室，手術室，ICUまたはCCUで一時的に使用する場合は，放射線管理体制を示す組織図ならびに放射線管理責任者の所属，職種および氏名を記載した書面

注　診療用放射線照射器具を使用する医師等の氏名欄は，使用する全員の氏名を記入してください。

その4(放射性同位元素装備診療機器)

<table>
<tr><td rowspan="5">放射性同位元素装備診療機器に関する事項</td><td colspan="3">製作者名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">型式</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">台数</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">用途</td><td>□骨塩定量分析用
□輸血用血液照射用
□ガスクロマトグラフ用</td></tr>
<tr><td colspan="3">装備する放射性同位元素の種類(核種)</td><td>□^{125}I　□^{241}Am
□^{153}Gd(骨塩定量分析装置)
□^{137}Cs(輸血用血液照射装置)
□ ^{63}Ni(ガスクロマトグラフ用ECD)</td></tr>
<tr><td colspan="3">装備する放射性同位元素の数量(MBqまたはTBq)</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="11">放射性同位元素装備診療機器の放射線障害の防止に関する構造</td><td rowspan="5">骨塩定量分析装置</td><td colspan="2">装備する放射性同位元素の数量が0.11TBq以下</td><td>適・否</td></tr>
<tr><td colspan="2">機器を使用しないときの機器表面の実効線量率が600nSv／時以下になる構造</td><td>有・無</td></tr>
<tr><td colspan="2">機器使用時の機器から1mの距離における実効線量率が6μSv／時以下になる構造</td><td>有・無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">線源収納容器</td><td>耐火構造</td><td>有・無</td></tr>
<tr><td>線源を容易に取り外すことができず，かつ，線源が脱落するおそれのない構造</td><td>有・無</td></tr>
<tr><td colspan="2">機器表面に放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示</td><td>有・無</td></tr>
<tr><td rowspan="6">ガスクロマトグラフ用ECD</td><td colspan="2">装備する放射性同位元素の数量が740MBq以下</td><td>適・否</td></tr>
<tr><td colspan="2">機器表面の実効線量率が600nSv／時以下になる構造</td><td>有・無</td></tr>
<tr><td rowspan="3">線源収納容器</td><td>耐火構造</td><td>有・無</td></tr>
<tr><td>線源を容易に取り外すことができず，かつ，線源が脱落するおそれのない構造</td><td>有・無</td></tr>
<tr><td>導入口および排出口のキャップ等による密閉構造</td><td>有・無</td></tr>
<tr><td colspan="2">ねじ等による機器への固定構造</td><td>有・無</td></tr>
<tr><td colspan="2">機器表面に放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示</td><td>有・無</td></tr>
</table>

設備および予防措置の概要	輸血用血液照射装置	装備する放射性同位元素の数量が200TBq以下		適　・　否
		機器から1mの距離における実効線量率が6μSv／時以下になる構造		有　・　無
		線源収納容器	耐火構造	有　・　無
			線源を容易に取り外すことができず，かつ，線源が脱落するおそれのない構造	有　・　無
			機器に固定されていて，容易に取り外しができない構造	有　・　無
			機器開口部の開放時の遮へい構造	有　・　無
		放射線発生時の自動表示装置		有　・　無
		機器開口部のかぎ等の閉鎖設備・器具		有　・　無
		機器表面に放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有　・　無
放射性同位元素装備診療機器使用室の放射線障害の防止に関する構造設備および予防措置の概要	使用室名			
	主要構造部等の耐火性			耐火構造　・　不燃材料を用いた構造
	画壁等の材質および厚さ等		天井	
			床	
			壁	
			出入口の扉	
	画壁等の外側における実効線量を1mSv／週以下とする防護措置			有　・　無
	出入口のかぎ等の閉鎖設備・器具			有　・　無
	放射線発生時の自動表示装置			有　・　無
	使用室である旨を示す標識			有　・　無
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示			有　・　無
その他放射線障害の防止に関する構造設備お	管理区域境界	実効線量を1.3mSv／3月以下とする防護措置		有　・　無
		管理区域である旨を示す標識		有　・　無
		管理区域への立入制限措置		有　・　無
	居住区域および敷地境界の実効線量を250μSv／3月以下とする防護措置			有　・　無
	入院患者の被ばくする実効線量が1.3mSv／3月以下とする防護措置			有　・　無

<table>
<tr><td rowspan="2">よび予防措置の概要</td><td colspan="2">放射線診療従事者等の防護措置(放射線防護用具等)</td><td colspan="2">□防護衣　　(　　mmPb)
□防護ついたて　　(　　mmPb)
□その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法</td><td colspan="2">□OSL線量計　　□蛍光ガラス線量計
□電子式ポケット線量計　　□TLD
□その他(　　)</td></tr>
<tr><td rowspan="9">放射線を人体に照射する放射性同位元素装備診療機器を使用する医師,歯科医師または診療放射線技師の氏名および放射線診療に関する経歴</td><td>氏　　名</td><td>職　　種</td><td>籍登録年月日および籍登録番号</td><td>放射線診療に関する経歴</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

添付書類

1　隣接室名，上階および下階の室名，周囲の状況ならびに管理区域の標識の位置を明記した放射性同位元素装備診療機器使用室の平面図ならびに断面図(線源の位置，線源から天井，床および周囲の画壁等の外側までの距離(m)ならびに画壁等の材質および厚さならびに縮尺を記入した縮図)

2　放射性同位元素装備診療機器使用室と居住区域，敷地境界および病室との位置の関係が分かる図面(線源からの距離(m)ならびに縮尺および方位を記入した縮図)

3　放射性同位元素装備診療機器使用室の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書

注　放射性同位元素装備診療機器を使用する医師等の氏名欄は,使用する全員の氏名を記入してください。

その5(診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)

<table>
<tr><td rowspan="11">診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素または陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する事項</td><td colspan="2" rowspan="2">放射性同位元素の種類</td><td>核種</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>化学形等</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">形状</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">年間使用予定数量(MBq)</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">3月間最大使用予定数量(MBq)</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">1日最大使用予定数量(MBq)</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">最大貯蔵予定数量(MBq)</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">使用区分</td><td colspan="4">□医薬品　□体外診断用医薬品　□治験
□特定臨床研究　□再生医療等　□先進医療
□患者申出療養　□院内製造</td></tr>
<tr><td colspan="3">使用場所</td><td colspan="4">□診療用放射性同位元素使用器具使用室
□診療用放射性同位元素使用室
□陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室
□放射線治療病室□手術室□ICU□CCU
□エックス線診療室</td></tr>
<tr><td colspan="3">使用室名</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">画壁等の材質および厚さ等</td><td>天井</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>床</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>壁</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>出入口の扉</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">診療用放射性同位元素使用器具使用室，診療用放射性同位元素使用室の放射線障害の防止に関する構造設備および予防措置の概要</td><td colspan="3" rowspan="2">使用室の壁，床等の構造等</td><td>突起物，くぼみおよび仕上材の目地等のすきまが少ない構造</td><td colspan="4">有　・　無</td></tr>
<tr><td>平滑で，気体・液体が浸透しにくく，かつ，腐食しにくい材料での表面仕上げ</td><td colspan="4">有　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="4">画壁等の外側における実効線量を1mSv／週以下とする防護措置</td><td colspan="4">有　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="4">主要構造部等の耐火性</td><td colspan="4">耐火構造　・　不燃材料を用いた構造</td></tr>
<tr><td colspan="4">出入口の数</td><td colspan="4">・通常の出入口　　箇所
・その他　　箇所(用途　　)</td></tr>
<tr><td colspan="4">使用室である旨を示す標識</td><td colspan="4">有　・　無</td></tr>
<tr><td rowspan="3">出入口付近</td><td colspan="3">汚染検査に必要な放射線測定器</td><td colspan="4">有(測定器名および台数　　)　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="3">汚染除去に必要な器材</td><td colspan="4">有(　　)　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="3">洗浄設備</td><td colspan="4">有　・　無</td></tr>
</table>

		洗浄設備の排水設備との連結	有　・　無			
		更衣設備	有　・　無			
	準備室	診療室との区画	有　・　無			
		洗浄設備	有　・　無			
		洗浄設備の排水設備との連結	有　・　無			
		フード等の汚染空気拡大防止装置	有　・　無			
		フード等の装置の排気設備との連結	有　・　無			
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有　・　無			
	エックス線CT装置の使用		有(吸収補正用・画像の重ね合わせ)　・　無			
	診療用放射線照射装置または診療用放射線照射器具の使用		有(核種・数量　　)　・　無			
	診療用放射線照射装置または診療用放射線照射器具を使用する場合の防護措置	放射線診療従事者および他の患者等の防護措置(放射線防護用具等)	□防護ついたて　(　　mmPb) □防護スクリーン　(　　mmPb) □その他　(　　)			
		線源の紛失または放置を確認するための放射線測定器	測定器名および台数			
		使用・保管簿の作成	有　・　無			
		放射線管理体制を示す組織図	有　・　無			
		放射線管理責任者の選任	有　・　無			
陽電子断層撮影診	使用室名					
	画壁等の材質および厚さ等	天井				
		床				
		壁				
		出入口の扉				
	使用室の壁，床等の構造等	突起物，くぼみおよび仕上材の目地等のすきまが少ない構造	有　・　無			
		平滑で，気体および液体が浸透しにくくかつ腐食しにくい材料での表面仕上げ	有　・　無			
	画壁等の外側における実効線量を1mSv／週以下とする防護措置		有　・　無			

療用放射性同位元素使用室の放射線障害の防止に関する構造設備および予防措置の概要			
	主要構造部等の耐火性		耐火構造 ・ 不燃材料を用いた構造
	撮影装置と画壁等で区画された操作室		有 ・ 無
	画壁等で区画された患者待機室		有・無(理由)
	出入口の数		・通常の出入口 箇所 ・その他 箇所(用途)
	使用室である旨を示す標識		有 ・ 無
	出入口付近	汚染検査に必要な放射線測定器	有(測定器名および台数) ・ 無
		汚染除去に必要な器材	有( ) ・ 無
		洗浄設備	有 ・ 無
		洗浄設備の排水設備との連結	有 ・ 無
		更衣設備	有 ・ 無
	準備室	診察室および待機室との区画	有 ・ 無
		洗浄設備	有 ・ 無
		洗浄設備の排水設備との連結	有 ・ 無
		フード等の汚染空気拡大防止装置	有 ・ 無
		フード等の装置の排気設備との連結	有 ・ 無
	陽電子断層撮影診療に関する所定の研修を修了した診療放射線技師の氏名等		所属，氏名，診療放射線技師籍登録年月日および登録番号
	陽電子断層撮影診療に関する安全管理体制の確立を目的とした委員会等の名称		
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無
	陽電子―CT複合装置の使用		有(吸収補正用・画像の重ね合わせ・単独撮影)・無
	診療用放射線照射装置または診療用放射線照射器具の使用		有(核種・数量：)・無
	診療用放射線照F射装置または診療用放射線照射器具を使用する場合の防護措置	放射線診療従事者の防護措置(放射線防護用具等)	□防護ついたて (mmPb) □防護スクリーン (mmPb) □その他 ( )
		線源の紛失または放置を確認するための放射線測定器	測定器名および台数
		使用・保管簿の作成	有 ・ 無
		放射線管理体制を示す組織図	有 ・ 無

		放射線管理責任者の選任	有　・　無
	診療用放射性同位元素の使用		有(使用場所　　)・無
	陽電子―SPECT複合装置の使用		有　・　無 診療用放射性同位元素を投与された患者の防護措置(　　)
貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備および予防措置の概要	貯蔵方法		貯蔵室　・　貯蔵箱　・　貯蔵容器
	貯蔵室または貯蔵箱の場所		別添図面のとおり
	外部と区画された構造		有　・　無
	貯蔵施設である旨を示す標識		有　・　無
	画壁等の外側における実効線量を1mSv／週以下とする防護措置		有　・　無
	貯蔵室	主要構造部等の耐火構造	有・無(理由　　)
		画壁等の材質および厚さ等	天井	
			床	
			壁	
			出入口の扉	
		出入口の構造等	建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備に該当する防火戸	有　・　無
			出入口の数	・通常の出入口　　箇所 ・その他　　箇所(用途　　)
			かぎ等の閉鎖設備・器具	有　・　無
	貯蔵箱	耐火性の構造		有・無(理由　　)
		扉，ふた等へのかぎ等の閉鎖設備・器具		有　・　無
	貯蔵容器	貯蔵時の1mの距離における実効線量率が100μSv／時以下になる構造		有　・　無
		気密構造		有　・　無
		液体のこぼれにくい構造		有　・　無
		液体が浸透しにくい材料の使用		有　・　無
		放射性同位元素の種類および数量の表示		有　・　無
		貯蔵容器である旨を示す標識		有　・　無
	受皿，吸収材等の汚染拡大防止設備・器具			有　・　無

	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有　・　無
運搬容器の構造および予防措置の概要	運搬時の1mの距離における実効線量率が100μSv／時以下になる構造		有　・　無
	気密構造		有　・　無
	液体のこぼれにくい構造		有　・　無
	液体が浸透しにくい材料の使用		有　・　無
	放射性同位元素の種類および数量の表示		有　・　無
	運搬容器である旨を示す標識		有　・　無
廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備および予防措	画壁等の外側における実効線量を1mSv／週以下とする防護措置		有　・　無
	排水設備	排液処理槽の構造，容量および基数	室内式(六面体)・埋設式・その他(　　) 貯留槽　m^3×　基，希釈槽　m^3×　基
		排液浄化装置	有　・　無
		排水口での排水中の放射性同位元素濃度を医療法施行規則第30条の26第1項に定める濃度限度以下とする能力	有　・　無
		排水監視設備	有　・　無
		排液の漏れにくい構造	有　・　無
		排液が浸透しにくく，かつ，腐食しにくい材料の使用	有　・　無
		排液処理槽　排液を採取するための構造	有　・　無
		排液処理槽　排液中の放射性同位元素の濃度を測定するための構造	有　・　無
		排液処理槽　排液流出調節装置	有　・　無
		排液処理槽　上部開口部における構造等	ふたのできる構造・さく等による立入制限措置
		排水設備である旨を示す標識	有　・　無
	排気設備	排風機の台数および排気能力(m^3／時)	
		排気浄化装置の台数およびフィルターの種類	
		使用室等の換気能力(m^3／時)	
		排気口での排気中の放射性同位元素濃度を医療法施行規則第30条の26第1項に定める濃度限度以下とする能力	有　・　無
		人が常時立ち入る場所での空気中の放射性同位元素濃度を医療法施行規則第30条の26第2項に定める濃度限度以下とする能力	有　・　無

置の概要		排気監視設備		有・無
		気体の漏れにくい構造		有・無
		腐食しにくい材料の使用		有・無
		自動ダンパー等の汚染空気拡大防止装置		有・無
		排気設備である旨を示す標識		有・無
	保管廃棄設備	外部と区画された構造		有・無
		扉，ふた等へのかぎ等の閉鎖設備・器具		有・無
		保管廃棄容器	耐火性の構造	有・無(理由　　)
			気密構造	有・無
			液体のこぼれにくい構造	有・無
			液体が浸透しにくい材料の使用	有・無
			保管廃棄容器である旨を示す標識	有・無
		保管廃棄設備である旨を示す標識		有・無
	医療法施行規則第30条の11第1項第6号の厚生労働大臣が定める期間を経過した後において行う同号の規定による保管廃棄の実施			有(保管場所・方法　　)・無
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示			有・無
放射線治療病室の放射線障害の防止に関する構造設備および予防措置の概要	放射線治療病室の名称			
	病室数および1室当たりの病床数			室・床／室
	画壁等の材質および厚さ等		天井	
			床	
			壁	
			出入口の扉	
	病室の壁，床等の構造等		突起物，くぼみおよび仕上材の目地等のすきまが少ない構造	有・無
			平滑で，気体・液体が浸透しにくく，かつ，腐食しにくい材料での表面仕上げ	有・無
	画壁等の外側における実効線量を1mSv／週以下とする防護措置			有・無
	放射線治療病室である旨を示す標識			有・無
	汚染検査に必要な放射線測定器			有(測定器名・台数　　)・無

	汚染除去に必要な器材		有(　　)・無
	洗浄設備		有・無
	洗浄設備の排水設備との連結		有・無
	更衣設備		有・無
	1室に2人以上入院させる場合の防護措置		有(　　)・無
	入院患者に付する標示		有・無
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有・無
その他放射線障害の防止に関する構造設備および予防措置の概	管理区域境界	実効線量を1.3mSv／3月以下とする防護措置	有・無
		空気中の放射性同位元素の3月間平均濃度を医療法施行規則第30条の26第2項に定める濃度限度の1／10以下とする防護措置	有・無
		放射性同位元素で汚染される物の表面密度を医療法施行規則第30条の26第6項に定める表面密度限度の1／10以下とする防護措置	有・無
		管理区域である旨を示す標識	有・無
		管理区域への立入制限措置	有・無
	居住区域および敷地境界の実効線量を250μSv／3月以下とする防護措置		有・無
	入院患者の被ばくする実効線量を1.3mSv／3月以下とする防護措置		有・無
	診療用放射性同位元素使用器具使用室，診療用放射性同位元素使用室，陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室，貯蔵施設，廃棄施設または放射線治療病室内で放射線診療従事者等が触れる物の放射性同位元素の表面密度を医療法施行規則第30条の26第6項に定める表面密度限度以下とする防護措置		有・無
	放射線診療従事者等の防護措置(放射線防護用具等)		□鉗子・ピンセット □防護ついたて　(　　mmPb) □防護スクリーン　(　　mmPb) □バイアルシールド，シリンジシールド □その他(　　)
	放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法		□OSL線量計 □蛍光ガラス線量計(リング型を含む。) □電子式ポケット線量計 □TLD(リング型を含む。) □その他(　　)

要	放射線管理体制を示す組織図		有　・　無
	放射線管理責任者の選任		有　・　無
	診療用放射性同位元素を手術室，ICUまたはCCUで一時的に使用する場合の防護措置および汚染防止措置	他の患者の被ばくする実効線量を100μSv／週以下とする措置	有　・　無
		汚染検査に必要な放射線測定器	測定器名および台数
		汚染除去に必要な器材（具体的に）	
		汚染のおそれのある壁，床等が平滑で，気体，液体が浸透しにくく，かつ，腐食しにくい構造	有　・　無
		放射線管理体制を示す組織図	有　・　無
		放射線管理責任者の選任	有　・　無

診療用放射性同位元素使用器具，診療用放射性同位元素または陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師または歯科医師の氏名および放射線診療に関する経歴	氏名	職種	籍登録年月日および籍登録番号	放射線診療に関する経歴

添付書類

1　排気設備および排水設備の位置ならびに排気および排水の系統を示す図面

2　診療用放射性同位元素使用室等の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書

3　放射線管理体制を示す組織図ならびに放射線管理責任者の所属，職種および氏名を記載した書面

4　診療用放射性同位元素使用器具，診療用放射性同位元素または陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の備付けについて届け出る場合において，診療用放射性同位元素使用器具，診療用放射性同位元素または陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する事項欄の使用区分が次に掲げる事項に該当するときは，1から3までに掲げる書類のほか，当該使用区分に応じ，それぞれ次に定める書類

(1)　治験　医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律第80条の2第2項の規

定による届出の写し(厚生労働大臣または独立行政法人医薬品医療機器総合機構によって受領されたことが明らかであるものに限る。)その他の治験に用いるものであることを証する書類

(2) 特定臨床研究　臨床研究法第5条第1項に規定する実施計画の写しその他の同法第2条第2項に規定する特定臨床研究に用いるものであることを証する書類

(3) 再生医療等　再生医療等の安全性の確保等に関する法律第4条第1項に規定する再生医療等提供計画の写しその他の同法第2条第1項に規定する再生医療等に用いるものであることを証する書類

(4) 先進医療　当該届出に係る診療用放射性同位元素使用器具,診療用放射性同位元素または陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が先進医療に用いるものであることを証する書類

(5) 患者申出療養　当該届出に係る診療用放射性同位元素使用器具,診療用放射性同位元素または陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が患者申出療養に用いるものであることを証する書類

(6) 規則第24条第8号二(2)に該当する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素(以下「他院調製PET検査薬」という)を備えようとする場合にあっては,適切な管理体制を装備していることを証明できる書面として,次に掲げる事項のうち必要なものを含んだ契約書の写し

ア　他院調製PET検査薬の種類,数量

イ　他院調製PET検査薬の製造時の両医療機関の責任範囲

ウ　他院調製PET検査薬の製造に係る指針・手順書

エ　製造管理および品質管理に係る人員・責任者

オ　製造設備を使用するにあたっての原料・設備使用料

カ　他院調製PET検査薬の運搬における取決め

キ　事故発生時等緊急時の対応に関する体制

ク　その他必要な事項

5　診療用放射性同位元素使用器具および診療用放射性同位元素の備付け等について届け出る場合は,1から4までに掲げる書類のほか,次に掲げる書類

(1) 隣接室名,上階および下階の室名,周囲の状況ならびに管理区域の標識の位置を明記した診療用放射性同位元素使用室等の平面図および断面図(図面は,各室ごとの線源の位置,線源から天井,床および周囲の画壁等の外側までの距離(m)ならびに画壁等の材質,厚さおよび表面の仕上げ材料ならびに縮尺および方位を記入した縮図とする。)

(2) 診療用放射性同位元素使用室等と居住区域,敷地境界および病室との位置の関係が分かる図面(線源からの距離(m)ならびに縮尺および方位を記入した縮図とする。)

6　陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の備付け等について届け出る場合は,1から4までに掲げる書類のほか,次に掲げる書類

(1) 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師等の1人以上について,次に掲げる書類

ア　当該病院または診療所の常勤職員であることを証する書類

イ　陽電子断層撮影診療に関する安全管理責任者であることを証する書類

ウ　核医学診断の経験が3年以上であることを証する書類

エ　陽電子断層撮影診療に関する所定の研修を修了したことを証する書類

(2) 陽電子断層撮影診療に関する所定の研修を修了した診療放射線技師については,当該研修を修了したことを証する書類

(3) 陽電子断層撮影診療に関する安全管理体制の確立を目的とした委員会等の規程を示す書類

(4) サイクロトロン装置により陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を製造する医療機関について

は，次に掲げる書類

ア　放射性同位元素等の規制に関する法律第3条第2項に基づく申請書および許可証の写し

イ　製造管理，品質管理等に従事する薬剤師の氏名等を示す書類

注　1　放射線管理責任者については，医療法施行規則第30条の11第1項に規定する医療用放射性汚染物を取り扱う実務者の中から選任してください。

2　診療用放射性同位元素使用器具，診療用放射性同位元素または陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師等の氏名欄は，使用する全員の氏名を記入してください。

別記第12号様式(第10条関係)

診療用放射線照射器具等翌年使用予定届出書

年　　月　　日

函館市長　様

届出者　住所

氏名

次のとおり翌年においてその装備する放射性同位元素の物理的半減期が30日以下の診療用放射線照射器具(診療用放射性同位元素使用器具，診療用放射性同位元素，陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)の使用を予定しているので届け出ます。

1　病院または診療所の名称

2　病院または診療所の所在地

3　翌年使用予定

その装備する放射性同位元素の物理的半減期が30日以下の診療用放射線照射器具	放射性同位元素の種類(核種)		
	型式		
	個数		
	数量(MBq)		
診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素，陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)	放射性同位元素の種類	核種	
		化学形等	
	形状		
	数量(MBq)		

4　この届出に関する照会に対する応答者

(1)　所属

(2)　氏名

(3)　電話番号

別記第13号様式(第11条関係)

診療用高エネルギー放射線発生装置等届出事項変更届出書

年　　月　　日

函館市長　様

届出者　住所

氏名

次のとおり診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置，診療用放射線照射装置，診療用放射線照射器具，放射性同位元素装備診療機器，診療用放射性同位元素使用器具，診療用放射性同位元素，陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）の届出事項を変更したいので届け出ます。

1　病院または診療所の名称

2　病院または診療所の所在地

3　変更年月日　　年　　月　　日

4　変更の理由

5　変更事項

6　変更内容

(1)　変更前

(2)　変更後

7　この届出に関する照会に対する応答者

(1)　所属

(2)　氏名

(3)　電話番号

注　診療用高エネルギー放射線発生装置等設置届出書の該当項目の記載に基づき，変更内容を記入してください。

別記第14号様式(第11条関係)

診療用放射性同位元素等廃止届出書

年　　月　　日

函館市長　様

届出者　住所

氏名

次のとおり診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素，陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)を備えなくなったので届け出ます。

病院または診療所	名称		
	所在地		
備えなくなった年月日			年　　月　　日
備えなくなった理由			
備えなくなった診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素，陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)の届出	放射性同位元素の種類	核種	
		化学形等	
	形状		
	年間使用予定数量(MBq)		
	3月間最大使用予定数量(MBq)		
	1日最大使用予定数量(MBq)		
	最大貯蔵予定数量(MBq)		
この届出に関する照会に対する応答者	所属		
	氏名		
	電話番号		

別記第15号様式(第13条関係)

診療用放射性同位元素等廃止後措置届出書

年　　月　　日

函館市長　様

届出者　住所

氏名

次のとおり診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素，陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)を備えなくなった後の措置を講じたので届け出ます。

1　病院または診療所の名称

2　病院または診療所の所在地

3　備えなくなった年月日　　年　　月　　日

4　診療用放射性同位元素使用器具または放射性同位元素による汚染の除去の概要

5　診療用放射性同位元素使用器具または放射性同位元素によって汚染された物の譲渡または廃棄の概要

6　この届出に関する照会に対する応答者

(1)　所属

(2)　氏名

(3)　電話番号

添付書類

診療用放射性同位元素使用器具または放射性同位元素によって汚染された物を譲渡し，または廃棄した場合は，受領書等の写し

注　1　診療用放射性同位元素使用器具または放射性同位元素による汚染の除去の概要は，汚染の除去を行った年月日，場所，方法，測定値等を記入してください。

2　診療用放射性同位元素使用器具または放射性同位元素によって汚染された物の譲渡または廃棄の概要は，譲渡または廃棄を行った年月日，方法，譲渡先名，廃棄業者名等を記入してください。